

告示

埼玉県告示第五百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年三月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域EYE
- 三 代表者の氏名
内藤 周作
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市幸町一丁目一四番一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、防犯を中心としたネットワークを構築し、市民の防犯意識を高めると共に、そのネットワークを利用した教育、防災等を推進する活動を行い、市民の福祉向上の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくり川口
- 三 代表者の氏名
橋本 光生
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市南町一丁目一三番二五―五一六号アメニクス川口
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川口の活性化を目指す市民やまちづくりを推進する各種団体などに対して、まちづくりに関する事業や支援事業などを展開し、まちづくり活動の更なる発展に寄与することを目的とする。

- 平成二十一年三月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくり川口
- 三 代表者の氏名
橋本 光生
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市南町一丁目一三番二五―五一六号アメニクス川口
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川口の活性化を目指す市民やまちづくりを推進する各種団体などに対して、まちづくりに関する事業や支援事業などを展開し、まちづくり活動の更なる発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小川町風土活用センター
- 三 代表者の氏名
桑原 衛
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町大字角山二〇八番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、再生可能エネルギーを始めとする地域由来の資源を循環活用することによって、地域産業、地域社会を持続的に発展させ、もって不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とします。

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十一年四月七日
- 一 申請のあった年月日
平成二十一年三月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小川町風土活用センター
- 三 代表者の氏名
桑原 衛
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町大字角山二〇八番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、再生可能エネルギーを始めとする地域由来の資源を循環活用することによって、地域産業、地域社会を持続的に発展させ、もって不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とします。

埼玉県告示第五百三十七号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規

定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	調査を行った地区	認定年月日
日高市	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 二十六枚 地籍簿 一冊	日高第三十六地区 (大字高麗本郷の一部)	平成二十一年 三月二十一日

埼玉県告示第五百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
税務総合オンラインシステム機能修正等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高

砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年2月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
70,140,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第五百三十九号

平成二十一年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県告示第五百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 申請のあった年月日
平成二十一年三月二十六日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人見沼小学児童保育の会(ごろんこクラブ)
- 3 代表者の氏名
柴田 真佐子
- 4 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区東大宮二丁目四三番地五号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、会員の協働による運営

の基、保育が必要とされる児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くこと

によって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

埼玉県告示第五百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 申請のあった年月日
平成二十一年三月二十七日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人From Ze

ro
 三 代表者の氏名
 荒井 佑介
 四 主たる事務所の所在地
 埼玉県さいたま市西区プラザ三番一七号

五 定款に記載された目的
 この法人は、ホームレスや失業者の問題と農家の人手不足の問題を解決することを目的とし、ホームレスや失業者に農作業・住居を、農家の方には労働力を提供し、ホームレスや失業者の自立支援、農業支援を目的とする。

埼玉県告示第五百四十二号

平成十四年埼玉県告示第六百一号(埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく二酸化炭素の量を燃料消費率から求める方法について)は、廃止する。
 平成二十一年四月七日
 埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第五百四十三号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。
 平成二十一年四月七日
 埼玉県知事 上田 清 司

指定する減少装置の名称等	製作者又は販売する者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
名 称 (型式) 方式による区分	装着時期による区分		
FHJ-0 8FD-1 酸化触媒等	初度登録後	最高出力が240PS以下の原動機を搭載する自動車	
	株式会社フネ エレクトロニクス ジャパン 和田 由親		

備考

1 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「酸化触媒等」とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出

される粒子状物質を触媒の酸化作用により減少させる方式など「DPF(軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。)」以外の方法により粒子状物質を減少させる方式をいう。

2 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期(当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。)が、当該自動車が道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。

埼玉県告示第五百四十四号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。
 平成二十一年四月七日
 埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第五百四十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項第四号、第五号、第六号、第七号及び第八号の規定により、指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成二十一年四月七日
 埼玉県知事 上田 清 司

一 事業者名称

特定非営利活動法人エイム福祉サポート

二 事業者の主たる事務所所在地
久喜市本町三丁目十三番三十二号

三 事業所名称
エイム児童デイサービス

四 事業所所在地
久喜市大字下清久二百八十二番地二

五 指定取消年月日
平成二十一年三月二十三日(ただし、効力発生日は、平成二十一年五月一日)

六 サービス種類
児童デイサービス

七 事業所番号
一一一〇九〇〇一〇五

埼玉県告示第五百四十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項第四号、第五号、第六号、第七号及び第八号の規定

により、指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 事業者名称

特定非営利活動法人エイム福祉サポート

二 事業者の主たる事務所所在地

久喜市本町三丁目十三番三十二号

三 事業所名称

エイム児童デイサービス騎西

四 事業所所在地

北埼玉郡騎西町大字根古屋六百三十八番地七

五 指定取消年月日

平成二十一年三月二十三日(ただし、効力発生日は、平成二十一年五月一日)

六 サービス種類

児童デイサービス

七 事業所番号

一一一三三〇二二三

五号、第六号、第七号及び第八号の規定により、指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 事業者名称

有限会社エイム

二 事業者の主たる事務所所在地

久喜市本町三丁目十三番三十二号

三 事業所名称

居宅介護事業所エイム

四 事業所所在地

久喜市本町三丁目十三番三十二号

五 指定取消年月日

平成二十一年三月二十三日(ただし、効力発生日は、平成二十一年五月一日)

六 サービス種類

居宅介護、重度訪問介護、行動援護

七 事業所番号

一一一〇九〇一五四

を取り消したので、同法第七十八条第三号及び第一百五号の九第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 介護保険事業所番号

一一七〇九〇〇四九〇

二 事業所名称

指定訪問介護事業所エイム

三 事業所所在地

久喜市本町三丁目十三番三十二号

四 サービス種類

訪問介護、介護予防訪問介護

五 事業者名称

有限会社エイム

六 指定取消年月日

平成二十一年三月二十三日(ただし、効力発生日は、平成二十一年五月一日)

七 指定取消理由

介護保険法第七十七条第一項第九号及び第一百五号の八第一項第九号に規定するこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(障害者自立支援法)に違反したこと。

埼玉県告示第五百四十九号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十四条第一項第九号の規定により指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 介護保険事業所番号

一一七〇九〇〇六六四

二 事業所名称

指定居宅介護支援事業所エイム

三 事業所所在地

久喜市本町三丁目十三番三十二号

四 サービス種類

居宅介護支援

五 事業者名称

有限会社エイム

六 指定取消年月日

平成二十一年三月二十三日(ただし、効力発生日は、平成二十一年五月一日)

七 指定取消理由

介護保険法第八十四条第一項第九号に規定する不正の手段により同法第四十六条第一項の指定を受けたこと。

埼玉県告示第五百四十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項第四号、第百二十二号)第五十条第一項第四号、第

埼玉県告示第五百五十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項本文の規定によ

り、次の者をサービス提供事業者として指定した。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田 清司

平成21年2月・3月指定事業者

報 2070号

報 田 県 報

平成21年4月7日(火曜日)

介護保険 事業所番号	事業所名称	事業所所在地	サービス種類	申請者名称	指定年月日
1170204109	ケアサービス愛	川口市木曾呂24-3	介護予防訪問介護	愛介護タクシー有会社	平成21年2月1日
1170204109	ケアサービス愛	川口市木曾呂24-3	訪問介護	愛介護タクシー有会社	平成21年2月1日
1170204117	デイサービスセンター	川口市木曾呂497番地12	介護予防通所介護	株式会社 ウェルハウス	平成21年2月1日
1170204117	デイサービスセンター	川口市木曾呂497番地12	通所介護	株式会社 ウェルハウス	平成21年2月1日
1170801672	ハッピー越谷南・居宅介護支援事業所	越谷市蒲生荻町19番地1	居宅介護支援	株式会社 ジャパンケアサービス東日本	平成21年2月1日
1171601279	エターナルデイサービスセンター	上尾市泉台3-21-3	通所介護	株式会社 エターナルキヤスト	平成21年2月1日
1171601279	エターナルデイサービスセンター	上尾市泉台3-21-3	介護予防通所介護	株式会社 エターナルキヤスト	平成21年2月1日
1171601279	エターナルデイサービスセンター	上尾市泉台3-21-3	介護予防通所介護	株式会社 エターナルキヤスト	平成21年2月1日
1172200303	茶話本舗デイサービス志木	志木市上宗岡2-17-29	通所介護	株式会社 スリーベル	平成21年2月1日
1172502716	つばさ支援センター	所沢市山口5008番地の5	介護予防訪問介護	株式会社 翼	平成21年2月1日
1173102003	アースサポート 株式会社	熊谷市籠原南一丁目1番地	訪問入浴介護	アースサポート 株式会社	平成21年2月1日
1173102003	アースサポート 株式会社	熊谷市籠原南一丁目1番地	介護予防訪問入浴介護	アースサポート 株式会社	平成21年2月1日
1173102011	デイサービスセンター富士	熊谷市原島1341番地1	通所介護	株式会社 充実ライフ	平成21年2月1日
1174800407	たんぽぽの家	秩父市太田279-4	介護予防訪問介護	有限会社 たんぽぽ	平成21年2月1日
1174900736	たんぽぽの家	秩父市太田279-4	介護予防通所介護	有限会社 たんぽぽ	平成21年2月1日
1175101151	訪問介護事業所	新座市東北二丁目30番地26号	介護予防訪問介護	株式会社 千雅	平成21年2月1日
1175101151	訪問介護事業所	新座市東北二丁目30番地26号	訪問介護	株式会社 千雅	平成21年2月1日
1175101169	居宅介護支援事業所	新座市東北2-30-26	居宅介護支援	株式会社 千雅	平成21年2月1日
1176200341	花水樹	鶴ヶ島市上広谷238-16	介護予防通所介護	株式会社 介護サービズ鶴ヶ島	平成21年2月1日
1176200341	花水樹	鶴ヶ島市上広谷238-16	通所介護	株式会社 介護サービズ鶴ヶ島	平成21年2月1日
1174300846	デイサービスセンター	本庄市児玉町入浅見838番地3	介護予防通所介護	有限会社 ひふみ	平成21年2月5日
1174300846	デイサービスセンター	本庄市児玉町入浅見838番地3	通所介護	有限会社 ひふみ	平成21年2月5日
1174300846	デイサービスセンター	本庄市児玉町入浅見838番地3	介護予防通所介護	有限会社 ひふみ	平成21年2月5日
1172505709	医療法人社団和風会	所沢市中富1016番地	介護療養型医療施設	医療法人社団和風会	平成21年3月1日
1170402547	いきいきらいふ支援センター川越	川越市石原一丁目2-2	居宅介護支援	アイテイエシー株式会社	平成21年3月1日
1170801680	特別養護老人ホーム桃の里	越谷市船渡43番地	介護老人福祉施設	社会福祉法人 幸光福祉会	平成21年3月1日
1170801698	短期入所生活介護事業所	越谷市船渡43番地	短期入所生活介護	社会福祉法人 幸光福祉会	平成21年3月1日
1171400508	ケアコスモスデイわらび	蔵市塚越1-12-5	介護予防通所介護	株式会社 ケアコスモス	平成21年3月1日
1171400508	ケアコスモスデイわらび	蔵市塚越1-12-5	通所介護	株式会社 ケアコスモス	平成21年3月1日
1171601287	アースサポート 株式会社	上尾市中妻二丁目16番地8	介護予防訪問入浴介護	アースサポート 株式会社	平成21年3月1日
1171601287	アースサポート 株式会社	上尾市中妻二丁目16番地8	訪問入浴介護	アースサポート 株式会社	平成21年3月1日

1171601295	ユニマツトケアセンター上尾	上尾市上尾村1167-1	介護予防短期入所生活介護	株式会社	ユニマツトケアサポート	平成21年3月1日
1171601295	ユニマツトケアセンター上尾	上尾市上尾村1167-1	介護予防通所介護	株式会社	ユニマツトケアサポート	平成21年3月1日
1171601295	ユニマツトケアセンター上尾	上尾市上尾村1167-1	居宅介護支援	株式会社	ユニマツトケアサポート	平成21年3月1日
1171601295	ユニマツトケアセンター上尾	上尾市上尾村1167-1	通所介護	株式会社	ユニマツトケアサポート	平成21年3月1日
1171601295	ユニマツトケアセンター上尾	上尾市上尾村1167-1	短期入所生活介護	株式会社	ユニマツトケアサポート	平成21年3月1日
1171700535	ビッグザザー鴻巣	鴻巣市大間4-7-1-102	福祉用具貸与	株式会社	セイジョー	平成21年3月1日
1171700535	ビッグザザー鴻巣	鴻巣市大間4-7-1-102	特定介護予防福祉用具販売	株式会社	セイジョー	平成21年3月1日
1171700535	ビッグザザー鴻巣	鴻巣市大間4-7-1-102	介護予防福祉用具貸与	株式会社	セイジョー	平成21年3月1日
1171700535	ビッグザザー鴻巣	鴻巣市大間4-7-1-102	特定福祉用具販売	株式会社	セイジョー	平成21年3月1日
1171700709	こころ 鴻巣	鴻巣市神明二丁目6-4	介護予防訪問介護	株式会社	こうぎ	平成21年3月1日
1171700709	こころ 鴻巣	鴻巣市神明二丁目6-4	訪問介護	株式会社	こうぎ	平成21年3月1日
1172503029	よりせい福祉サービス	所沢市春日27番7-1605	介護予防訪問介護	特定非営利活動法人	よりせい	平成21年3月1日
1172503029	よりせい福祉サービス	所沢市春日27番7-1605	訪問介護	特定非営利活動法人	よりせい	平成21年3月1日
1172503037	ダイサービス あいほっと。	所沢市上山口1843-2	通所介護	株式会社	大栄折込広告	平成21年3月1日
1172503037	ダイサービス あいほっと。	所沢市上山口1843-2	介護予防通所介護	株式会社	大栄折込広告	平成21年3月1日
1172503045	通所リハビリテーション とるて	所沢市中富1016番地	通所リハビリテーション	医療法人社団和風会	医療法人社団和風会	平成21年3月1日
1172503045	通所リハビリテーション とるて	所沢市中富1016番地	介護予防通所リハビリテーション	医療法人社団和風会	医療法人社団和風会	平成21年3月1日
1172503052	中富ケアサポート	所沢市中富1016番地	居宅介護支援	株式会社	おうえん	平成21年3月1日
1172503060	おうえん訪問介護事業所	所沢市中富1037番地1	訪問介護	株式会社	おうえん	平成21年3月1日
1172503060	おうえん訪問介護事業所	所沢市中富1037番地1	介護予防訪問介護	株式会社	おうえん	平成21年3月1日
1173102029	ダイサービス よさげ家 小島	熊谷市小島251番地	通所介護	株式会社	アール・エス・ケー	平成21年3月1日

埼玉県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
モラーージュ菖蒲

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三千五百六十四番地他

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

開店及び閉店時間の変更により、従業員の通勤車両、納品用トラックの搬入時間の変更が考えられるため、登下校中の児童生徒の交通安全に十分注意することを。

二 縦覧期間

平成二十一年四月七日から平成二十一年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター
埼玉県利根地域振興センター

埼玉県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓮田椿山ショッピングセンター

蓮田市椿山二丁目百二十四の三十六、二百十六の五百五十五、五百六十三、六百三十九

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・通学路につき、特に通学時間帯の通行時に注意を促す看板の設置等を講ずること。

・防災対策への協力。災害発生時、避難場所としての駐車場敷地の一部が利用でき、また、店舗で扱っている範囲の物資の受給要請があった場合、提供に協力すること。

二 縦覧期間

平成二十一年四月七日から平成二十一年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県告示第五百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、

次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月三十日認可した。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一名 荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所の所在地

川越市

埼玉県告示第五百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月三十日認可した。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一名 秦第二土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第五百五十五号

平成二十年埼玉県告示第六百十六号で公示した公共測量(二級基準点測量)は、平成二十一年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百五十六号

平成二十一年埼玉県告示第九十四号で公示した公共測量(二級基準点測量)は、平成二十一年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百五十七号

平成二十年埼玉県告示第八百一号で公示した公共測量(四級基準点設置及び境界取付)は、平成二十一年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である戸田市長神保国男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百五十八号

平成二十年埼玉県告示第八十三号で公示した公共測量(出来形確認測量)は、平成二十一年三月十九日終了した旨測量

計画機関の長である八潮市長多田重美から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百五十九号

平成二十年埼玉県告示第千五百六十八号で公示した公共測量(基準点測量・出来形確認測量)は、平成二十一年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である草加市遊馬町第二土地区画整理共同施行者代表関本学から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百六十号

平成二十年埼玉県告示第千七百七号で公示した公共測量(空中写真撮影)は、平成二十一年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である志木市長長沼明から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百六十一号

平成二十年埼玉県告示第千七百二十八号で公示した公共測量(出来形確認測量)は、平成二十一年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である上尾市瓦葺東部土地区画整理組合理事長黒須喜作から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百六十二号

平成二十年埼玉県告示第千五百五十一号で公示した公共測量(航空写真撮影)は、平成二十一年三月二十四日終了した旨測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百六十三号

平成二十一年埼玉県告示第百九十三号

で公示した公共測量(二級基準点測量)は、平成二十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第五百六十四号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第四条第四項において準用する同条第一項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更した。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規程(昭和四十五年埼玉県告示第百九十九号)別表に掲げる閲覧所及び毛呂山町まちづくり整備課において縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更した土地の区域

町名	土地の区域
毛呂山町	大字旭台の一部、大字阿諏訪の一部、大字市場の一部、大字大谷木の一部、大字大類の一部、大字川角の一部、大字小田谷の一部、

大字下川原の一部、大字滝ノ入の一部、大字葛貫の一部、大字長瀬の一部、大字西大久保の一部、大字西戸の一部、大字前久保の一部、南台五丁目の一部、大字箕和田の一部、若山二丁目の一部及び若山三丁目の一部(指定路線の追加)
大字市場の一部、大字大谷木の一部、大字権現堂の一部、大字滝ノ入の一部及び大字前久保の一部(指定路線の廃止)

ただし、右に掲げる土地の区域のうち、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第八条第一項第二号ロから二までに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域並びに農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第二項第一号ロに掲げる農地及び第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。

二 変更した日

平成二十一年四月一日

埼玉県告示第五百六十五号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第四条第四項において準用する同条第一項の規定により指定し

土地の区域及び同条例第五条第四項において準用する同条第一項ただし書の規定により指定した環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を次のとおり変更した。

変更後の土地の区域及び環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、平成二十一年十月一日から適用する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規程(昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号)別表に掲げる閲覧所及び当該町の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十一年四月七日
埼玉県知事 上田清司
一 変更した土地の区域及び環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途

町名	土地の区域	環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途
毛呂山町	大字旭台の一部、大字阿諏訪の一部、大字市場の一部、大字岩井の一部、大字大谷木の一部	建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)別表第二(ろ)項に掲げる建築

鳩山町	大字大橋の一部、大字奥田の一部、大字須江の一部、大字竹本の一部、大字泉井の一部、大字高野倉の一部、大字熊井の一部、大字小用の一部、大字大豆戸の一部	物(共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。)以外の建築物
-----	---	------------------------------

一部、大字赤沼の一部、大字今宿の一部、大字石坂の一部及び楓ヶ丘四丁目の一部

二 変更した日
平成二十一年四月一日

埼玉県告示第五百六十六号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第四条第四項において準用する同条第一項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更した。
変更後の土地の区域は、平成二十一年十月一日から適用する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規程(昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号)別表に掲げる閲覧所及び当該町の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司
一 変更した土地の区域

町名	土地の区域
越生町	大字越生の一部、大字上野の一部、大字如意の一部、大字西和田の一部、大字大谷の一部、大字鹿下の一

嵐山町	大字古里の一部、大字吉田の一部、大字越畑の一部、大字広野の一部、大字太郎丸の一部、大字杉山の一部、大字志賀の一部、大字平沢の一部、大字千手堂の一部、大字鎌形の一部、大字大蔵の一部、大字根岸の一部及び大字將軍沢の一部
滑川町	大字古池の一部、大字成瀬の一部、大字黒岩の一部及び大字津久根の一部
大利根町	大字新井新田の一部、大字佐波の一部、大字砂原の一部、大字細間の一部、大字道目の一部、大字琴寄の一部、大字北下新井の一部、大字北平野の一部、大字間口の一部、大字北大桑の一部、大字阿佐間の一部、大字生出の一部、大字杓子木の一部及び大字松永新田の一部
栗橋町	大字高柳の一部、大字佐間の一部、大字間鎌の一部、大字河原代の一部、大字北広島の一部、大字中里の一部、大字小右衛門の一部、大字栗橋の一部及び大字松永の一部
杉戸町	大字下野の一部、大字下高野の一部、大字茨島の一部、大字大島の一部、大字杉戸の一部、大字清地の一

部、大字倉松の一部、大字本島の一部、大字堤根の一部、大字本郷の一部、大字遠野の一部、大字佐左エ門の一部、大字並塚の一部、大字才羽の一部、大字北蓮沼の一部、大字木津内の一部、大字目沼の一部、大字宮前の一部、大字鷲巣の一部及び大字木野川の一部

二 変更した日
平成二十一年四月一日

埼玉県告示第五百六十七号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第六条第一項第一号の規定により、予定建築物の用途を限り指定する土地の区域を次のとおり指定した。

なお、指定した土地の区域を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規程(昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号)別表に掲げる閲覧所及び毛呂山町まちづくり整備課において縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定した土地の区域

町名	土地の区域	予定建築物の用途
毛呂山	大字市場	建築基準法(昭

町

の一部、大字川角の一部分及び大字葛貫の一部

和二十五年法律第二百一十一号)別表第二(ぬ)項に掲げる建築物(準工業地域内に建築してはならない建築物)以外の建築物のうち、日本標準産業分類(総務省編集)において、次のイの分類に属する工場、倉庫及び事業所、ロの分類に属する事業所(店舗併用を含む)とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。

イ 大分類D
一 建設業、
同E―製造業及び同G
業
情報通信業
ロ 大分類R
―サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類89

二 指定した日
平成二十一年四月一日

埼玉県告示第五百六十八号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第六条第四項において準用する同条第一項第一号の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を次のとおり変更した。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規程(昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号)別表に掲げる閲覧所及び当該町の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 変更した土地の区域

町名	土地の区域	予定建築物の用途
滑川町	大字福田の一部及び大字月輪の一部	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)別表第二(ぬ)項に掲げる建築物(準工業地域内に建築してはならない建築

自動車整備業

嵐山町	大字越畑の一部	日本標準産業分類(総務省編集)において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事業所及び荷さばき場並びにハ、ニ及びホの分類に属する倉庫及び
	大字福田の一部(廃止)	大分類E―製造業(ただし化学工業、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業及び武器製造業は除く)及び同G―情報通信業

荷さばき場とする。
イ 大分類H
— 運輸業、郵便業のうち中分類44

道路貨物運送業、同47倉庫業、同48運輸に附

帯するサービス業及び同49郵便業(信書便事業を含む)

ロ 大分類I

— 卸売業、小売業のうち、中分類50各種商品卸売業から同55その他の卸売業まで

ハ 大分類E

— 製造業

ニ 大分類I
— 卸売業、小売業のうち、中分類56各種商品小売業から同61無店舗小売業まで

ホ 大分類M

— 宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類

77持ち帰り・配達飲食サービス業

二 変更した日

平成二十一年四月一日

埼玉県告示第五百六十九号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第六条第二項の規定により指定した既存の集落について、同条第五項において準用する同条第二項の規定により次のとおり変更した。

なお、変更した既存の集落を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規程(昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号)別表に掲げる閲覧所及び嵐山町都市整備課において縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した既存の集落

町名	既存の集落
嵐山町	大字志賀の一部

二 変更した日

平成二十一年四月一日

埼玉県告示第五百七十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十一年三月二十四日

指令東整第二〇〇一〇一〇一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月三十日第百号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上小見野字家附三番町三二六―四、三二九―二、四二三

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桶川市大字川田谷二七七―二三
有限会社 ポンドアップ
代表取締役 池上 敏浩

埼玉県告示第五百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立川越高等学校外179校教職員用コンピュータ等貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年9月1日(火)から平成26年8月31日(日)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

<p>ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>	<p>平成21年5月28日（木）午後5時（必着） ウ 提出方法 書留郵便によること。</p>
<p>2 競争入札参加資格</p>	<p>4 その他</p>
<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。</p>	<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>
<p>(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。</p>	<p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>
<p>(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p>	<p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>
<p>(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。</p>	<p>(3) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年5月8日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>
<p>3 入札書の提出場所等</p>	<p>イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。</p>
<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部 高校教育指導課県立学校 I T 推進担当 榎原、植村 電話048-830-6625（直通）</p>	<p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書</p>
<p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 平成21年4月8日（水）午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。</p>	<p>(5) 契約書作成の要否 要</p>
<p>(3) 入札・開札の場所及び日時 ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁車庫上分館203会議室</p>	<p>(6) 落札者の決定方法</p>
<p>イ 日時 平成21年5月29日（金）午前11時</p>	
<p>(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 ア あて先 埼玉県教育庁県立学校部 高校教育指導課県立学校 I T 推進担当</p>	
<p>イ 受領期限</p>	

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年4月20日(月)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : 6, 174 computers for 180 schools including Saitama Prefectural Kawagoe high school

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m. May, 29, 2009.(tender submitted by mail 5 : 00 p.m. May, 28, 2009)

(3) Contact point for notice : High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625



埼玉県立大宮高等学校

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、そのための一般競争入札に付する。

平成二十一年四月七日

1 調達内容

埼玉県長 田 田 県 長

(1) 購入等件名及び数量
県立大宮高等学校外22校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年9月1日(火)から平成26年7月31日(木)まで
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があつた場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I T 推進担当 小川 剛、植村 孝一 電話 048-830-6773（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成21年4月8日（水）午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁車庫上分館203会議室
イ 日時
平成21年6月16日（火）午前11時
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I T 推進担当
イ 受領期限
平成21年6月15日（月）午後5時（必着）
ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年5月21日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者が入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年5月20日（水）午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。
- (9) 支払条件
発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to

computer rooms for 23 schools including Saitama Prefectural Omiya high school
 (2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m. June, 16, 2009. (tender submitted by mail 5 : 00 p.m. June, 15, 2009)
 (3) Contact point for notice : High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773

埼玉県公立高等学校

MTIに基づく政府調達に関する協定の履行を促す懸念について、次のとおり一競争入札にする。

平成二十一年四月十日

埼玉県長 上田 輝 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量
 県立学校間ネットワークシステムに係るインターネット通信回線の提供一式

(2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年8月1日(土)から平成23年3月21日(月)まで
 ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター深谷支所、インターネット・サービス・プロバイダとの間

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の登録を受け、同法第11条第1項の電気通信事業者登録名簿に登録されていること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 小川 剛 植村 孝一 電話 048-830-6773(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成21年4月8日(水)午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所
 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁車庫上分館203会議室
 イ 日時
 平成21年6月3日(水)午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のおて先、受領期限及び提出方法

ア おて先
 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当
 イ 受領期限
 平成21年6月2日(火)午後5時(必着)

- ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年5月20日(水)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service Required: Development of an internet connection reserved for use with the prefectural schools computer network.

(2) Time-limit for tender: 11:00 a.m.3, June, 2009. (tender submitted by mail 5:00 p.m.2, June, 2009)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十一号

十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの「公告する。

平成二十一年四月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

吉田 耕 三

一 許可番号

平成二十一年二月二十日

第二〇〇一三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月二十日

第二〇〇一四十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字川子田七

一〇一七二〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字川角二二一五

徳江 修一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年四月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

吉田 耕三

一 許可番号

平成二十一年二月十八日

第二〇〇〇二二二一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月三十一日

第二〇〇〇六二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字中曾根字中組一八

〇の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市六反町三二二 ハニーハイ

ツ一〇三号

長嶋 文男

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月七日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十一年三月二十六日

指令行整第二〇〇〇三〇一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月二十七日第四十号

北埼玉郡大利根町大字琴寄字後川ノ

三 開発区域に含まれる地域の名称

三 四三六―五、四四〇―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡栗橋町伊坂一〇―

二ハイムローズ一〇二

山田 正美

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月七日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十一年三月十八日

指令行整第二〇〇〇三三二一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月三十一日第四十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字中種足字七番一

二三九―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市大字東間四丁目二二番地四

コーポマルケン二〇一

中川 清文

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年四月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十一年三月二十七日

指令杉整第二〇〇〇〇八一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月二十七日

杉整第一八七三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字東四八六、四八七

―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三郷市彦糸一丁目一六〇番地二

ニューシティ池之端二〇二号室

田中 淳一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	蓮田市東三丁目四二〇〇番一 地先まで		五・三九〇 一八・二〇〇	七〇三・二〇〇		路線延長による起点の変更。	
旧	蓮田市本町三九六九番一 地先から同市本町三八四二番一 地先まで		五・三九〇 一一・六〇〇	一二九・八〇〇			

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧 A	蓮田市大字閨戸字松原二八六五番二 地先から同市東三丁目四三四七番九地先まで		六・二〇〇 二五・二五〇	三六三四・八〇〇			
新 A	蓮田市大字閨戸字松原二八六五番二 地先から同市東三丁目四一九八番一地先まで		三九四二・〇〇〇				
新 B	蓮田市大字閨戸字松原二八八八番一 地先から同市東三丁目四一九九番一地先まで		二三・八〇〇 七二・〇〇〇	三七六二・二〇〇			

埼玉県選挙告示第五十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人末広会 特別養護老人ホーム春香苑	川口市末広三丁目三番三〇号
老人ホーム	株式会社メデカジャパン 介護付有料老人ホーム 戸田ケアコミュニティそよ風	戸田市氷川町二丁目十六番三三 号

平成二十一年四月七日

雑報

議長選挙

深井明議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 奥ノ木 信夫

副議長選挙

島田正一副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 峯岸 光夫

正誤

平成二十一年三月二十七日埼玉県教育委員会規則第十九号は、第一号の誤り。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)